

「ホワイト物流」推進運動

持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

団体名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
中央陸運株式会社	代表取締役	関根 研一	新潟県	運輸業、郵便業(道路貨物運送業、倉庫業、その他の運輸業・郵便業)	

当団体は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、業界として以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新: 2022年4月8日

(取組方針)

・会員企業の事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を業界の課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、会員企業の物流改善に向けた取り組みが進展するよう、業界として支援します。

(法令遵守への配慮)

・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、会員企業と取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守するよう、業界として必要な啓蒙活動を行います。

(契約内容の明確化・遵守)

・会員企業に対して運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するよう業界として呼びかけるとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、業界としてその遵守に努めます。

※上記趣旨に賛同するとともに、業界として会員企業に推奨する取組項目

No.	分類番号	取組項目	取組内容
1	A ①	物流の改善提案と協力	荷待ち・待機時間などの削減に向け、荷主様と継続して協議すると共に自らも積極的に提案します。
2	A ⑦	運転以外の作業部分の分離	納入先毎の付帯作業などについて適正化を図ると共に、付随する契約を明確化していきます。
3	A ⑪	高速道路の利用	拘束時間削減のため高速道路の利用を継続させると共に荷主様へも応分なご負担をお願いしていきます。
4	B ③	燃料サーチャージの導入	燃料サーチャージ制導入についてご理解がいただけるよう真摯で丁寧な説明・提案を行います。
5	D ①	荷役作業時の安全対策	労働災害防止のため、荷役作業場所などでの安全な作業手順の明示・安全通路確保及び墜落・転落防止策などを荷主様と連携して講じていきます。
6	D ②	異常気象時等の運行の中止・中断等	台風・豪雨及び豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には無理な運行は行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と判断した場合は速やかに荷主様へご連絡し実施いたします。□

PR欄